

■第3回議会臨時会（令和8年5月20日開催）議決結果■

件 名	結 果
議案第1号 専決した事件の承認について	原案可決
議案第2号 新町団地1条道路ほか改良工事請負契約の締結について	原案可決
議案第3号 令和8年度比布町一般会計補正予算（第1号）について	原案可決

■第2回議会定例会（令和8年6月18日開催）議決結果■

件 名	結 果
報告第1号 令和7年度比布町一般会計繰越明許費繰越計算書について	報 告
報告第2号 令和7年度比布町簡易水道事業会計予算繰越計算書について	報 告
報告第3号 令和7年度比布町公共下水道事業会計予算繰越計算書について	報 告
議案第1号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第2号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第3号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第4号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第5号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第6号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第7号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第8号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第9号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第10号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第11号 農業委員会委員の任命について	同 意
議案第12号 北2丁目道路改良工事請負契約の締結について	原案可決
議案第13号 財産の無償譲渡について	原案可決
議案第14号 財産の取得について	原案可決
議案第15号 比布町監査委員条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号 比布町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号 比布町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号 比布町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号 比布町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号 令和8年度比布町一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第21号 令和8年度比布町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定）（第1号）について	原案可決
議案第22号 令和8年度比布町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	採 択

お知らせ

次回の議会定例会は9月上旬です！

9月定例会では、令和7年度の決算審査を行う「決算特別委員会」が開かれます。

委員会では、町のお金の使われ方などを質疑を通じて明らかにし、より一層適正で効率的な使い方を議論します。

詳しい日程は、無線放送等でお知らせしますので、お気軽に傍聴にお越しください。

北海道町村議会議長会表彰



佐藤康則議長が北海道町村議会議長会から自治功労者（勤続15年以上）として表彰され、6月18日開会の第2回定例会の席上で今井明信副議長から表彰状が伝達されました。



いま い あきのぶ
今井 明 信 議員

部活動の地域展開について

三浦教育長

今後も広域的な連携を図りながら 持続的な活動体制の構築に取り組む

□質問・今井議員

部活動の地域展開は、教職員の負担軽減や持続可能なスポーツ・文化環境の確保を目指して現在進められています。現在、比布中央学校の生徒が活動をしている5部活動（野球・卓球・ソフトテニス・剣道・吹奏楽）の現状と今後について、本町が進める部活動の地域展開の姿について、次のとおり質問します。

- ① 5部活動の現在の状況と移行へのスケジュールについて。
- ② 地域の指導者や民間企業による練習の「内容」や「質」が変わることも予測されるが子ども達への対応・ケアについて。
- ③ 地域クラブ移行後の運営責任について。

■答弁・三浦教育長

本町の部活動の地域展開については、スポーツ庁及び文化庁が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、生徒のニーズや地域の実情に応じた活動機会の確保を図るため、近隣町と連携・協力しながら取り組みを進めています。これにより町外での活動に参加する選択肢も考えられます。

今後は保護者の理解を得ながら指導者及び活動場所の確保、実施

主体の整備、活動への支援等を進め、体制が整った部活動から順次地域展開へ移行し、令和10年度までに全ての部活動の地域展開への移行を目指します。

- ① 既存のスポーツ少年団の指導者等と現在、協議を進めています。本年4月には剣道部を廃止し、剣道スポーツ少年団に活動を担っていただいています。吹奏楽部については、保護者会を主体とした運営体制による地域展開を目指しており、令和9年度からの移行に向けて準備を進めています。現時点で見通しが立っているのは二つですが、その他の部活動については、部員数が減少しており、推移を見ながら対応を進めます。
- ② 指導者の質の確保・向上については、養成及び資質の向上に努めます。
- ③ 地域展開後の活動主体については、学校ではなく、地域のスポーツクラブや文化クラブ、各種競技団体など、地域の実情に応じた多様な形態が考えられます。

スポーツ系の活動は、現在のスポーツ少年団活動と同様に、指導者等が運営責任者となることを想定しています。また、文化系の活動は、保護者会を主体とした運営体制も想定しており、受け皿となる団体が責任を持って運営を担う

と考えています。

□今井議員 町内外の指導者の人材発掘について、指導者による体罰やハラスメント行為への監視・指導・罰則の対応について、教育委員会として今後どう考えますか。

■三浦教育長 剣道部は、少年団の指導者が豊富にいます。そのため、その方々に依頼して対応しています。吹奏楽部は、現指導者が継続して担当する見通しがついています。その他の活動は、教職員の活用も含めながら検討していく予定です。

今後、体罰やハラスメント行為が発生した場合、町内外を問わずに教育委員会として把握し、窓口となり各団体と対応します。

□今井議員 指導者等の運営責任について、学校保健安全法は学校外の活動であっても、生徒の健康診断や安全教育の実施、学校施設利用等の安全点検を通じて教育委員会が子ども達を管理するとの内容です。ガイドラインとの整合性も含めて、教育委員会の運営責任について伺います。

■三浦教育長 すべての団体に学校保健安全法が適用されないと思いますが、地域認定クラブになるには、スポーツ保険に加入しなければなりませんので、怪我をした場合の補償は、町での活動と同様に今後も補償されると思います。